

# 年末の交通安全 県民総ぐるみ運動

令和5年12月11日(月)～31日(日)



## 運動の 重点

- ① こどもと高齢者の交通事故防止
- ② 飲酒運転等の根絶
- ③ 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- ④ 「ライト4(フォー)運動」と「原則ハイビーム」の推進



令和4年交通事故防止に関するポスターコンクール 入選作品  
県立足利工業高等学校 飛田 彩寧さん

高めよう！とちぎの交通マナー  
マナーアップ！  
あなたが主役です



主唱：栃木県 栃木県交通安全対策協議会

栃木県のホームページ  
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp>)

# 飲酒運転 しない 根絶



しない  
させない

## 飲酒運転には厳しい罰則と行政処分が!!

酒酔い運転	酒気帯び運転	車両提供の禁止	酒類提供の禁止	同乗の禁止
<b>罰則</b> 5年以下の懲役 または 100万円の罰金	<b>罰則</b> 3年以下の懲役 または 50万円以下の罰金	<b>罰則：酒酔い運転</b> 5年以下の懲役 または 100万円以下の罰金	<b>罰則：酒酔い運転</b> 3年以下の懲役 または 50万円以下の罰金	<b>罰則：酒酔い運転</b> 3年以下の懲役 または 50万円以下の罰金
<b>違反点</b> 35点 ↓ 免許取り消し	<b>違反点</b> 25点 (0.25mg以上) ↓ 免許取り消し 13点 (0.15mg以上 0.25mg未満) ↓ 免許停止	<b>罰則：酒気帯び運転</b> 3年以下の懲役 または 50万円以下の罰金	<b>罰則：酒気帯び運転</b> 2年以下の懲役 または 30万円以下の罰金	<b>罰則：酒気帯び運転</b> 2年以下の懲役 または 30万円以下の罰金

## ライト4（フォー）運動&原則ハイビーム

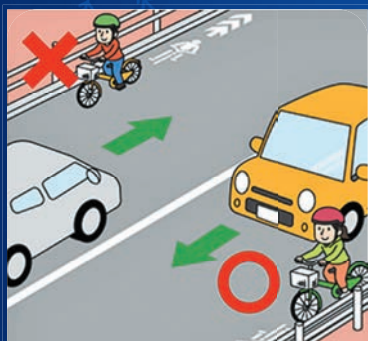


### 「16時だよ!全員点灯!」



- ◎午後4時から前照灯を点灯するライト4（フォー）運動を実践しましょう。
- ◎夜間は原則ハイビームで走りましょう。また、対向車や先行車がいる場合は、ロービームに切り替えて走りましょう。
- ◎歩行者や自転車の方も夜間外出するときは反射材をつけましょう

## 守ろう!!自転車安全利用五則



車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先



交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



夜間はライトを点灯



飲酒運転は禁止



ヘルメットを着用